

第6回軽米町議会臨時会

軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等
審査特別委員会

平成28年1月20日（水）

午前10時40分 開 会

議事日程

- 議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分
に関し承認を求めることについて
- 議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の変更請負契約の締結に
関し議決を求めることについて
- 議案第3号 軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについて
- 議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決
を求めることについて

○出席委員（13名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君		
議 長	松 浦 求 君（同席）		

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	藤 川 敏 彦 君
総 務 課	長	日 山 充 君
税 務 会 計 課	長	山 田 元 君

○職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 暢 芳 君
議 会 事 務 局 主 査	鶴 飼 義 信 君

◎開会及び開議の宣言

○委員長（茶屋 隆君） 只今から軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等審査特別委員会を開会します。只今の出席委員は13人であり、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしました。本特別委員会に付託されました議案は、「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から「議案第4号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」までの4件です。議案審議の進め方について、お諮りします。議案第1号から議案第4号まで、議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。このような進め方でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

〔「始まる前に説明を…」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） すいません。

〔「委員長」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい。細谷地多門君。

○11番（細谷地多門君） 進め方ですけども、議案第2号、3号、4号だか、だいたい類似しているようなので一括で説明してもらって、質疑も、良いのでないか全体で。

○委員長（茶屋 隆君） という意見もありますけども、皆さんにお諮りしますけれども、議案第2号、3号、4号は一括でというような部分ですけども、よろしいでしょうか、それで。1件ごとのほうが…。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 一括で良いと思っておりますので、それでは一括ということでよろしく願いいたします。

◎1月18日から19日にかけての大雪被害等の状況報告

○委員長（茶屋 隆君） 議案に入る前にですね、今回の大雪に関しての災害等があればということで町長から説明を求めたいということで、説明をするということでですけども、よろしく願いいたします。はい、総務課長。

○総務課長（日山 充君） それでは私からは、1月18日からの大雪にかかる警戒本部の設置の関係とか、その他の町の交通機関とかそういうふうな影響がどのような状況であったかというのを、私からご説明申し上げたいと思います。大雪の警報に関しましては、1月18日の午前10時34分に大雪警報が発令されて、

それに合わせて災害警戒本部を設置してございます。大雪によりまして倒木とかそういうふうな関係がございましたことから、1月19日の1時52分でございますが、大字上館、大字小軽米地区で約1300戸の停電が発生しています。同じく19日の1時5分頃ということなのですが大字晴山地区で40戸の停電、同じく1月19日の3時34分頃、大字小軽米地内で70戸ぐらいの停電が確認されたことを東北電力から情報提供をいただいております。それを受けまして、大雪警報自体は1月19日の4時19分に解除されたわけなんですけども、停電が発生しておるし、被害の状況が夜間のことでよく分からないということで、1月19日の午前6時30分頃、1回目の（災害警戒本部の）本部員会議を開催してございます。それで学校の関係がどうなるかとか、バスの関係がどうなのかという形を協議してございますが、その結果、小軽米小学校と軽米高等学校、小軽米保育園、笹渡保育園が休校及び休園となり、軽米小学校につきましては早めの下校ということで15時下校の指示が出たようです。軽米中学校につきましては、給食を食べた後、早期下校ということで行われたと報告を受けております。公共交通機関につきましては、コミュニティバス、町民バス、南部バスが終日運休となりました。八盛号、県北バス、JRバスにつきましては状況をみながらの運行ということで、若干の遅れはあったようでございますが、運行されたという報告を受けてございます。それからごみの収集の関係でございますが、クリーンセンターに行く道路に倒木があって出せないということだったんですが、なんとか除去いたしまして午後からパッカー車2台でごみの収集を、大きい通りメイン通りだけだったようですが晴山、山内方面のごみの収集を行ったということでございます。本日10時現在の停電の状況といたしましては、先ほど申し上げました戸数、だいたい1340戸ほどが停電の状況でございました。情報提供の状況でございますが、町といたしまして1月18日月曜日の10時30分、15時、18時50分に大雪等についての「注意をしてください」「停電にも備えてください」という無線放送を行いました。それから1月19日6時30分に停電の情報を、状況を防災無線でお知らせしてございます。同じく1月19日の8時に町民バス等の運行について、町民の方に情報無線でお知らせしたところでございます。後は、その後19日の18時頃ですが、東北電力から連絡がございまして、千三百何がしのうち昨日19日のうちにおよそ200戸程度を残して復旧の見込みであるという旨の連絡があり、同じく東北電力から19時25分に200戸程度を残して復旧した、というふうな連絡がございました。そのことから19時30分に警戒本部を解散してございます。本日8時現在の停電の状況でございますが、上館、小軽米分で170戸、山内分で6戸、現在176戸が停電でございますが本日中に復旧させるように努めているというふうなところでございます。被害の関係でございますが、倒木等がございましてけれども農業用施設等に今のところ被

害があるという報告は受けてございません。ただ道路等の除雪ができなくて現地が確認できないというものも多分あるかと思えます。今後につきましても、その辺の被害状況については確認して参りたいと思っておりますし、公共施設については現時点で建物等に被害があるということは報告を受けておりませんので、これにつきましても引き続き調査して参りたいと思っております。私からは以上のとおりでございます。

○委員長（茶屋 隆君） そうすれば総務課長からは…。

○総務課長（日山 充君） 除雪の状況は地域整備課のほうからお話ししたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課、新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 地域整備課の新井田でございます。よろしくお願いたします。今回の大雪での除雪状況について若干ご説明申し上げます。今回の雪は主に東側、軽米を中心にしますと円子、小玉川、笹渡方面の雪、積雪が多いという状況でございました。湿った重い雪質のため倒木が多くて、電気線、電話線に絡まった倒木処理ということになりますので、東北電力それからN T Tに依頼しまして処理をしてもらおうというふうなことになります。直接私どものほうで、町で処理することはできないと、電線とかですねそういったものに絡まった状況の場合ですね。単なる倒木であればうちのほうで即処理するんですが。そういった状況で思うように進まないというふうな状況もございましたが、いずれ早急に撤去、復旧作業をお願いするということで東北電力それからN T Tのほうをお願いをしている状況でございます。除雪につきましては、1月19日午前1時頃から業者による除雪、それからトラクター部隊と言いますか枝線とかそういった小さい路線にはトラクターをお願いして、委託してですね、除雪をしておる状況でございます。昨日午後3時頃、だいたい町内全域の除雪区域を一巡したところでございます。きょうは幅出し、それから倒木処理をしていない所、そういったところを巡回しながらパトロール等を進めております。倒木そのものにつきましては、倒木現場15箇所ほどございました。そのうち7箇所はきょう現在未処理でまだ東北電力、N T Tのほうはまだ手つかずの状態となっております。そのうち6箇所、今7箇所とお話しましたが、そのうちの6箇所が東北電力、N T Tの線が絡んでいる場所というふうな状況となっております。それから通行止めの箇所が1箇所ございます。主要地方道戸呂町軽米線、それから同じく主要地方道種市軽米線の間、上館坂を上りまして分岐点からポーターファームのある方、フォリストパークに向かつての道路なんです、あそこの区間が電線に絡まった倒木がございまして通行できないということで昨日、急遽通行止めということにしてございます。いずれ撤去、復旧がされるまでということで警察のほうには連絡をしている状況でございます。以上、状況を報告いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 今、総務課と地域整備課のほうから説明がありましたけれども、何か質疑あれば。館坂委員。

○6番（館坂久人君） 総務課長の災害状況を報告いただきましたが、中学校のスクールバス、結構、除雪はスクールバス路線が優先ということで除雪をやってもらっていましたが、やっぱりスクールバスが来れなかったということで、スクールバスの生徒は、全部なのかどうかは分かりませんが、その地区によって休みだというふうなことになったみたいです。来るものだと思って生徒が立って待っていても来なくてたいへんだったというような話を2、3聞いていましたので。やっぱり除雪はきちんとやっても、警戒本部のほうでスクールバスは休みだというふうなことで、割り切って決めたほうが本当はいいのかなと思っていました。除雪はよくやっているのだけでも、（スクールバスが）来るものだと思って定刻の時間を10分、15分待っても来ない。20分待ったという人もいたようだし、そこはもう少し割り切ってスクールバスは休みだというふうなことを災害警戒本部のほうで明確にした方が。行ってみたらやっぱり行けなかった、というのではなく、はっきり割り切って決めて対応したほうが良いのではないのかなと思っていました。いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） ご指摘の点については十分参考にさせていただきたいと思います。今回の件につきましては、学校の休みとか通常通りにやるという判断は学校長がなさることなんですけれども、今回のスクールバスの運行に関しては町道の除雪等が行われて、行けるだろうとの判断をしたところでございますが、PTAの連絡網と言いますか、生徒さん達にはスクールバスを待っていて15分来なかったら家に帰るよという指示を出していたというふうには聞いております。実際にスクールバスが行けなかった場所もあるようには聞いていますので、そのところについてはなるべくはっきりした方針を出せるように教育委員会のほうとも相談しながらやっていきたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（館坂久人君） 了解。

○委員長（茶屋 隆君） あとは…。古館委員。

○12番（古館機智男君） だいたい報告を受けましたけれども、今そうすれば、孤立している部落というか集落というかそういうところは一切無くてすべては、例えば救急車も含めて行けるような状況になっているかどうかというのを一つ確認したいと思います。それから停電の関係で、総務課長のほうからは、残り176戸はきょう中ぐらいに（復旧する）というお話があったんですが、その辺のもちろん現場の状況によってきょう中にはならない場合もあるかもしれませんが、電気の場合は、特にお年寄り家庭は携帯電話でなくて固定電話が、固定電話でもほ

んと古いやつだったら繋がるんですけども、電話も使えないという状況が小軽米のほうではあったと聞いていますし、そういう電気の復旧というのは死活に関わることだと。ストーブなんかでもほとんどがそういう形になっていると思うので、その辺を、東北電力も全力挙げてやっていると思いますけれども、状況をきめ細かく把握していただいて対応していただきたいという要望をしておきたいと思います。もう一つは公共交通機関の中で南部バスとか八盛号、私も出張で盛岡に行くことがありまして、八盛号を待っていましたら、遅れて来たんですけどもUターンする場所が除雪されていないということで運転手が困ってしまっただけでUターンできるかということで。八盛号については、インターチェンジを下りてきたやつが、除雪ルートの中にUターンできる場所というのは一つの条件だと思うのでよろしくお願ひしたい。除雪担当のほうも含めて。それから通行止め箇所なんですけど、昨日、盛岡の出張の帰りはタクシーで、農道を通って外川目のほうから沢に下りてきたんですけども、入口のところにそのまま沢のほうに下りようと思った途中に倒木があってバックして戻ってきました。その箇所が、昨日の夜遅くだったんですけども、例えば入口のところに通行できませんよとかというのが無いと、そういうこともありますし、さっきの通行止め箇所には無いみたいな、県道の話しかなかったんですけども、町道の部分でもあるのかどうか。通行止め箇所についての報告は十分では無いのではないのかなということも思っていますけども。孤立の集落とか、孤立家屋という状況など個々の町民の暮らしについて。それから停電の回復状況についての、きょう中であればそれですごく良いんですけども、きめ細かく把握してもらいたいこと等々今の話について。要望もありますけれども、見解も示していただきたい。

○委員長（茶屋 隆君） 日山課長から。

○総務課長（日山 充君） 電力の復旧に関する情報収集でございますが、電力のほうもどのくらいの人数で対応するのか分からないのですけれども、何回もこちらから情報を提供してくださいということでお願いをして、その都度ファックスなりなんなりで、今の状況は何戸くらいが停電ですよという話は伺っております。ただ電力側のほうの戸数の把握というのが、送電線単位で把握されていらっしゃるんですけども、大字小軽米の一部が停電ですよということで具体的にどの集落が停電しているのかというのが電力側ではなかなか把握できないみたいです。私たちが除雪とかの状況を見ながらたぶんこの地区が停電だろうと、いうふうな把握はさせていただいておりますけれども、いずれ全部の集落を警戒本部の中でなかなか見て回れないという事情がございますので、いずれ電力と情報を密にしながら停電の状況については把握して参りたいと思っております。あと孤立集落の話でございますが、実は昨日、戸草内地区が一時孤立しておりました。そこも戸草内集落に入っていく道路に電線が絡まった倒木があって東北電力のほうで対応していただか

ないと除雪が入れないという状況でございましたけれども、昨夜のうちに、電力復旧はできなかつたんですが、倒木処理のほうをしていただいて地域整備課のほうで夜遅くまでかけて除雪していただいて、今は孤立集落というのは無いということになります。

〔「孤立家屋みたいな感じでは…」という者あり〕

- 総務課長（日山 充君） 無いと思います。
- 地域整備課環境整備グループ長（江刺家雅弘君） 町道から1軒だけ入ったところで、例えば一人暮らしで除雪ができないので孤立しているのであれば、もしかすればそういう方は老人福祉センターのほうのボランティア除雪のほうに連絡するよというふうな連絡というのはいっていると思うので、そちらのほうに問い合わせしてくださいというようお願いしたりとかやっているかもしれません。
- 総務課長（日山 充君） 通行止めの関係は地域整備課のほうで。
- 委員長（茶屋 隆君） 地域整備課長、町道の通行止め等について。
- 地域整備課長（新井田一徳君） 先ほどですね、私も説明不足、説明の仕方がちょっと悪かったかと思います。先ほど私が言いました主要地方道種市軽米線と主要地方道戸呂町軽米線の間、いわゆる上館坂を上りまして上館分岐点からポートルーフームのほうに、フォリストパークのほうに向かうあの線、あの区間が町道板橋米田岡堀線という町道でございます。その町道分が通行止めですよということの、先ほどの説明があれでして。申し訳ございません。

〔「十字路まで」という者あり〕

- 地域整備課長（新井田一徳君） 十字路までですね。その十字路の部分と、ちょうど上館分岐点のY字路というか、あそこに通行止めの看板を設置しまして昨日の夜から通行止めという状況になってございます。
- 12番（古館機智男君） さっき言った沢通りの関係は…。
- 地域整備課長（新井田一徳君） 沢通り…。
- 12番（古館機智男君） 西バイパスから、外川目から上がってきて沢に下りていく農協の通り。
- 地域整備課長（新井田一徳君） 農協支所の。
- 12番（古館機智男君） 支所と言うか、あそこはなんだっけ。

〔「センター」という者あり〕

- 12番（古館機智男君） あの通り。タベ9時、8時頃か。
- 地域整備課環境整備グループ長（江刺家雅弘君） そこも現在、東北電力の絡む倒木の路線で通行止めに…。
- 12番（古館機智男君） だから通行止めになっている場所でないの。
- 地域整備課長（新井田一徳君） そうしますと、私が今言ったのと、古館委員がおっしゃった沢通りの場所と2箇所の通行止め区間ということになります。その2箇

所になります。

〔委員長、議案をやりましょう〕という者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 私からもちょっと。

○副委員長（中村正志君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 今回雪が降って前もってかなりこういうふうになるということで、いつ頃から降るといようなことで天気予報もされていましたが、そうした中で私も一般質問の中で初動ですね、10センチメートル以上これから積もれば動くなということで、既に20センチメートル以上積もっていましたが、それでも動かないということで、おそらく町民からは役場のほうにかなり電話が入っているみたいで。私も電話をしたら既にそういう状況は把握していますということで、1時から動きますということだったんですけども、「えーなんで1時かな」と思って、「そうかあ」ということだったんですけども。おそらく天気予報では雨。2時、3時は雨になるということ踏まえての部分だったのかなと、ちょっと心配しましたが、現実としては雨は降らないで、湿った雪から粉雪に変わってそれからかなり夜中も積もりました。10センチメートルぐらいは積もったかなと思っています。それで動くのが遅かったのではないかなと思うんですけども、その辺は総務課のほうでは油の関係とか、10時間稼働すれば供給が無いというのは毎回言われますけれども。果たしてどうだったのか。その辺はどのような今回の対応だったのかなと思いますけど。

○地域整備課環境整備グループ長（江刺家雅弘君） うちの課長が今、全体的な除雪は午前1時くらいを目途にということだったんですが、実際に出たのが早いところで午後11時から午前1時の間。早い時間、午後11時に出動した路線については軽米病院があったんですけども。軽米病院とか老人福祉センターの施設を絡めた除雪をする方には午後11時に出動してもらってました。そのほか町内については、街中については午後12時。最終的に一番遅い路線で午前1時くらい。そういうことで出動については午後11時から午前1時に出勤していました。前にも説明しましたが燃料の関係もあるんですが、一番なのがとにかくオペレーターの問題です。いずれ一路線10センチメートルから20センチメートルの除雪であればだいたい8時間くらいで除雪が終わります。それ以上になるとだいたい10時間。昨日の段階で午後11時に出勤したオペレーターが最終的に終わったのが午後5時です。午後12時くらいに出動した人でも終わったのが3時、午後3時です。本来オペレーターは、今バスの関係とかでもいろいろと労働時間が騒がれていますけど、本来は8時間運転業務に就いたら休憩なり睡眠をとるようにしなければならないのですが。委託を受けている業者がとにかく県の二戸土木センターの路線の委託も受けている業者が軽米町の除雪もやっていると。県の道路となると、うちも主要の道路もありますけれども、県道も当然主

要道路なので二つ掛け持ちで除雪の委託を受けている業者がほとんどです。なのでオペレーターが居ないのです。機械は24時間でも何時間でも動かすことができるんですが、一番オペレーターが、結局専属のオペレーターが一人、県専属のオペレーターが一人というような形なものですから、とにかくオペレーターの確保がまずできない。このあいだの降り方でも、何時に出て、オペレーターの休憩とかオペレーターのことも考えながら、あとは給油がほしい10時間で除雪の機械は空になります。前にもお話しましたが、各スタンドに問い合わせても夕方は7時まで、朝は8時からでないと移動する担当、車を持ったスタンドの方々が出なければ対応できない。夜中の給油はちょっと勘弁してくれという状態です。前回もそのへんの課題については検討していきますという話だったんですが、何か協定とか結んで対応してもらいたいような形に思っても中々個別に当たっても対応が非常に、各スタンドの業者とも難しいみたいです。一番がとにかくオペレーターの問題です。

〔「日常は間に合う。緊急事態でない限りはほしい」と言う者あり〕

○地域整備課環境整備グループ長（江刺家雅弘君）　そうです。特にも昨日みたいな湿った雪というのは予想がつかいましたが、各路線があるので、行って見たら電線が重みで下がっていて機械が通れない。倒木があって、ましてや東北電力の線だNTTだと。いずれNTTも電力もそういう線絡みの倒木は勝手に処理しないでくださいよ。専門家が行って処理しますから、ということなので。

〔「委員長、議案をやりましょう。議案。」と言う者あり〕

〔「そのほうが良い」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君）　ちょっと待って。

〔「委員長は進行役に徹してくださいよ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君）　大事なことから除雪のこと。これからのこともありますから。私は大事だと思いますので。

○副委員長（中村正志君）　茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君）　もう一点だけです。例えば昨日ですけれども午後3時で全部終わったということだったですけれども、町場の分がものすごくぐじゃぐじゃ、ぐじゃぐじゃして。それを県道と国道とを考えながらやるという部分で難しいかもしれませんけども、素人考えとすれば、一回もうちょっとやっておけば。きょうこういうふうには凍るわけですね。凍れば運行するのに非常にたいへんかなと思ったりもしました。その辺は、できるのであれば、対応していければいいのかなと思っていますので。

○委員長（茶屋 隆君）　たいへんありがとうございます。このまま続けて議案に入ってよろしいでしょうか。休憩しなくても。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、議案第1号 軽米町…。

〔何事か言う者あり〕

◎議案第1号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それではこれから軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認等審査特別委員会を開会します。それではすね「議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。先ほど説明もありましたけれども、もし必要であれば税務会計課長から説明していただきますけれども。良いのであれば質疑に入りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「はい委員長」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい、細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 何回も私読んでみましたが、議案第1号について、すぐにぱっとこう分からないというか。何を聞きたいかと言えば、改正する理由というか、しなければならない理由。一応文章化では理由も付いていますがちょっと分かりにくい。どういう部分で不都合な部分があって改正しなければならないのか。改正しなくてもいいような感じもしないではないですが、課長、説明ください。なぜ必要なのか。こういう部分で必要なのだというものを教えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 山田税務会計課長。

○税務会計課長（山田 元君） 細谷地委員の質問にお答えします。平成27年12月の定例議会で税条例の改正についてお願いして議決をいただきました。そのうちのところで、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用に関する法律の施行に伴い改正させていただきました。その時にはマイナンバーをこの書類には付けますよ、というような議決をいただきました。そのうち今回は、申告等の主たる手続等に合わせて、申告に関連して提出される場合は一定の書類については個人番号を記載しなくてもいいですよというのに改正が行われたものですから、その部分については記載を要しないというふうにもう一回させていただいたということになります。ですから私も読むときに、税条例等の一部を改正する条例の、そして又、その一部を改正する条例の、というような文言になったのはこのような理由でございます。以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「申告の、納税の部分には個人は書かなくても良い…」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 発言するときは挙手して。休憩しますか。大丈夫。

〔「休憩でいいです」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時22分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。第1号議案に質疑無ければ、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第2号から議案第4号までの審査

○委員長（茶屋 隆君） 第2号議案に移りたいと思いますので。ありがとうございます。それでは議案第2号、第3号、第4号とも関連があるので一括でやるということでございますので、第2号、第3号、第4号の議案に入らせていただきます。先ほど説明がありましたけれども、資料要求もありましたけれども、その辺も踏まえてもう一度、詳しく資料を。聞いていましたよね。そこら辺を踏まえてご説明を、総務課長日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第2号から4号まで関連があるということで一括でということですが、お手元のほうに説明資料としてLEDライトに変えた場合と既存の電気等をそのまま使った場合の比較表を付けてあります。たいへん恐縮ですが間違いではないのですが誤解を招くことになると思いますのでご説明申し上げますが、既存の蛍光灯のライフサイクルコストを10年間の累計が433万4866円になっております。下の方の費用、10年目の金額と合わないんですけどもこれにはランプ寿命、ランプ交換の3回分が抜けて、入っていない数字でして総費用としましては下の方の544万6546円が10年間でかかると試算されたものでございます。青色で書いてある数字は、これはいずれ蛍光灯の寿命が参りました場合交換しなければならないわけなんですけど、今と同じ蛍光灯で更新した場合の費用はこのくらいかかりますよというものでございます。赤色で書いてあるLEDにした場合の金額については542万1330円ということで、試算上ではございますが既存蛍光灯等を使った場合と、今回LEDに交換した場合の金額のコストの部分については10年ぐらいでペイするだろうという試算結果でございます。今回3階の部分がLEDの電灯にしない設計になっておりまして、平成26年度に概算設計したものを基に今回設計して工事をやったわけなんですけれども、天井を基本的に剥がさない場所については蛍光管の交換を見なかったという考え方なんだそうですけれども、同じ庁舎内でございますし、はっきり申し上げれば予算的にも若干余裕が出たということで、この際省エネルギーの観点からもこの会議室等についてもLEDライトに交換したいということで、今回変更をお願いしているものでございます。それから主な理由といたし

まして、議案第3号の工期の関係でございますが、実は非常用発電機械のほうの工事の関係につきましては、基本、前にご説明申し上げており2月15日程度には工事は完成する予定でございますが、東北電力と東北電気保安協会によります系統連系の確認が非常用発電機についても必要になります。ですからこの3つの工事が全部関連したもので、すべてが完成してからでないこの確認が行われないということから第4号議案でお願いしております非常用発電機の更新事業につきましても3月20日まで、確認が行われるまで工期を延長させていただきたいというものでございます。私からの説明は以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明がありましたけれども、質疑に入りたいと思います。質疑ありますか。はい、松浦委員。

○9番（松浦満雄君） 何号だっけ。第2号かな。蓄電池を47キロワットから38.5キロワットにしたのは予算を減らすためにやったのか。どういう理由ですか。

○委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第3号の部分でございます。こちらに関しましてはできれば説明したくはなかったんですが、実は補助金をいただいているわけなんですけども、補助対応になる蓄電池の容量がですね38.5キロワットまででした。これを設計の段階で私たちが見逃してしまいまして、超えてしまう蓄電池を入れると補助対象にならないということでございましたので、このように気が付いたものですから蓄電池を変えるということにさせていただきたいということございます。

○9番（松浦満雄君） それは何日ぐらい持つんですか。

○委員長（茶屋 隆君） 松浦委員、挙手をして、起立して。松浦委員。

○9番（松浦満雄君） その38.5キロワットはフルに充電された場合、庁舎のさまざまな電力の何日分ぐらい持つのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 何日持つという詳しいものまでは覚えていないのですが、電気の考え方として通常の場合、電気が来ている場合は太陽光発電で発電されたものをまず使います。その後それで足りない場合は通常の購入電力を使うという形になります。停電になった場合は太陽光発電で発電されたものを使い、その後バッテリーからの電力を使い、それで足りなくなった場合は非常用発電機を稼働させて使うというシステムになってございます。バッテリーが何日分持つのかというのは、すべて庁舎の電気を使うか、あるいは必要最小限に抑えるかどうかということによっても違ってくると思いますので、相当の期間については大丈夫なのかなと考えております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○9番（松浦満雄君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 変更理由の詳細を見ますと、ちょっと分からないところも何箇所かありますので。要するに、リフォームと言えど何だけれども、躯体はあまりいじらないで配管設備のほしい暖房に適応したさまざまな、ただ一部電気の交換ということで、難しさのある既存の建物の詳細について緻密な調査設計については中々完璧にという的を得た設計は難しいものがあるかなとは察しますが、いろいろやっていくうちに不都合な点があったり、迂回しなければならなかった部分だったりとかたいへんと議会サイドから見ますと少なくない、多い。とっかかってみたらほとんど調査した割には非常に思いがけない障害というか、やれない部分があってどうしても契約の金額ではできないというような設計変更というのは当然その金額もあまり小さくないということで、トータルすれば一千五十何万円ですか工事費の、議案第3号についてであります。あ、議案第2号か。その調査内容の部分について納得いきにくいようなところもあるんですが、それについての設計業者の見解というかそういった部分はどのように発注側の役場ではどのように捉えているのかどうか、説明いただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 今回の工事につきましてはこの庁舎を建設したときの図面を基に設計されております。壊してみないと見えない部分があって、当初の図面を参考にこういうふうな計画を立ててやれば大丈夫だろうということで行われたようでございますが、実際に壊してみたら中には当初の設計書通りではない部分もあって、何と言いますか、配管をこのとおりにやろうとしたらそこに物があって迂回せざるをえないとかが、今回の変更の主な中身になります。それにプラスLED化を進めたいということで今回お願いしているものでございます。確かに金額的にはそんな少ない金額ではないわけなんですけども、実際に物を見て調査して設計したというものではなかったことから今回予想以上に、予定通りにできない部分があって今回このような形になったものでございます。ご理解のほどをお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。はい細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 理解しないわけでは無いのですが、理解をある程度はしますが。期限的な部分、例えば国とかそういったもの省エネルギー対策という部分で有利な補助をなんとか申請して期間内に間に合わせるということで急がなければならなかった、そういうふうな理由もあったのかなとも感じますが、設計の段階では時間も無かったことですか。それとも図面でだけで評価して、部分部分の調査ってやらないのですか。例えば私たちもちょっと経験もありますが、既存

の建物は怖い部分があって何が発生するか分からない部分。だから緻密に調査するとか、必要でそれに対応をある程度しないと信用に関わる部分があるので。工事業者は設計どおり進めるから何か障害があればすぐに申し出て協議するという、これは当たり前の話で、そのままペイでやってくれと言ったからとはいえそれは無理な話で。問題は設計の段階での調査、事前調査その部分がちょっとあまり褒められた部分では無かったのかなと思うのですが、そういう点については設計業者と協議しましたか。いろいろ業者のほうから言われてさまざま設計業者も交えて協議したとは思いますが、そういう部分では役場のほうからはどのような姿勢で対応したのかをお聞かせください。

○総務課長（日山 充君） 休憩をお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 先ほどの細谷地委員のご質問でございますが、期間的なものについては急いだから分からなかったとかということではないようでございます。点検口とかの覗ける部分、分かる部分については確認させていただきましたが、人がどうしても行けないような部分があったり、浄化槽への排水管の布設の部分についてはやっぱり実際に掘ってみないとどの深さに入っているのかというのが分からないところで、実際工事をしてみたらどうしても当初設計した管では支障が出てきて切り回しが必要になったりした部分がこのくらいあったということでございます。いずれ毎月一回工程会議を開いて支障等が無いかどうかの確認をしながら、三者の工事機関が入って、同じ外側の工事をやったりしているものですから、工程会議等を設計業者も交えながら綿密にやりながら進めております。この工事については、期間の関係で設計がこんなに変更になるということではないのですけれども、実際工事が3月20日までに終わらせる必要がございますことから、今ご議決をいただいてご契約をして適切に終わらせたいというふうに思っております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○11番（細谷地多門君） 分かりました。

○委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） さっきの松浦委員の蓄電池の関係で私もちょっと。47キロワットがちゃんと調べてみたら補助基準が38.5キロワットだったからそれに合わせた。でも実際に間に合うのかという質問ではなかったんですけど、どのくらいだということの説明がありました。さっきの細谷地委員の話もあるんです

けど、設計の段階で47キロワットのある程度、設計するうえでの積算根拠みたいなのがあって、大きいことは良いことだということで決めたわけでは無くて、やはり基準があるのではないかなど。そうすると38.5キロワットになって間に合うのかなと心配するのも当たり前のことだと思いますし、逆に38.5キロワットでなくても良いんでは無いかということもありますし、そういうことも含めてなんかどうでも良いのではないのかというふうになっていく感じもしないでもない。そういう意味でも設計の47キロワットの根拠と、補助金の根拠、根拠というのにはならないような気がしますし。そういうわけで、そういうのを計算するのは庁舎を管理するための一定の基礎的な積み上げがあると思うんですよ。そういうことが無いというのは、全部専門家にお任せみたいな感じになっているところがあって、後から十分な機能を果たさないということはないとは思いますが、やっぱり発注する側としてその辺のことも大事なことはないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） ご指摘をいただいたことには、誠に謝るしかない状態でございます。言い訳をさせていただければ、専門的な領域で専門家のご意見に沿って設計を、審査をしている状況がこういうような結果になったというのは申し訳なく思っております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。はい大村委員。

○8番（大村 税君） 今の件だけでも、ずさんだいうふうにしか受け止めざるを得ない。というのは根本的に47キロワットが38.5キロワットにだいたい10キロワットですね。その目的はやはり緊急時に蓄電して町民の情報をあるいはいろんなのに対応するための計画だったでしょ。それが10キロワット少なくなったので万全を期すんですか。補助対象にならなかったから小さい方にして減額したというけれども、いざ非常のときに万全を期す状況なのか。計画段階の時に万全を期すために47キロワットにしたんでしょ。やっぱりこれからはきっちりと町民へのサービスを、安全安心を守るためにはこうだということであれば。補助金が付かなかったから削る、対象にならなかったから削るということではなくて、町の持ち出しも必要だったというように思いますが、いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） ご指摘の点については、先ほどから申し上げているとおり、完全に役場の側のチェック体制のミスでございます。ご指摘のとおりでございますが、今回の場合、非常用バッテリーが非常時に対応できるかどうかに関しましては、停電の期間が一月間も続くというようになれば油を補給しながら非常用発電等を回さなければならないということにはなりますけれども、いずれ太陽光で発電した電気をバッテリーに貯めて、そのバッテリーが有効に活動している間

はバッテリーを使い、足りなくなれば非常用発電機で対応するというので、万が一の場合に対応できないというものでは、今回のバッテリーを変更するというのではないと思っております。今回バッテリーの容量を減らさなかった場合、全額補助金が無くなるというものでございます。ですからこれに関しましては、私たちのチェック体制のミスというのは本当に大きいミスだと思っております。単純に容量を間違っただけではなく、下手をすればこの補助金を一切もらえなくなるようなものでございまして、私たちとしてもできるだけ範囲内でチェック体制を確立しながら、今後は十分に気をつけて参りたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 分かりました。これからいろんなこういう補助事業とか撤回するというより、目的をしっかりと方向性をきちっと示してやっていくように検討してほしいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 要望でよろしいですか。あと質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、私のほうから。

○副委員長（中村正志君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 今いろいろ、るる質疑があつて回答がありましたけれども。同僚の細谷地委員からも専門的な部分でというようなこともありましたけれども、私の素人判断なんですけども、やっぱり事業を始めるときに設計業者に設計を頼んでいますよね。そうすると私たち素人判断では設計業者にはかなり高い金を払っています。120万円と750万円ぐらい払っているのかな設計料を。そういった中で、頼んでやっている中でちゃんとした設計を果たして、今回はそうした分からなかった部分とか庁舎の建てられたのが前の設計書のとおりでなかったというような説明もありましたけれども、そういった設計業者はちゃんと調査してやっているのに追加でやる、まけるという部分があるんですけれども。その辺のところをちゃんとやったのかなと疑問も出てくるんですけれども、そういった場合に設計業者に対するペナルティとか何かそういったあれは何もないのかと感ずますけども。すいません、私素人なもんですから分からないんですけれども。専門的なものを分かっていると思えますけれども、そういった部分はどうなっているのか。

○副委員長（中村正志君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 今回の件で大きな、結果としてですね問題が生じているわけではございませんので、今回の件に関してペナルティというのはありません。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑が無ければこれで質疑を終了したいと思います。よろし

いでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） これからまとめに入りますので、当局の方は退席を願います。
どうもご苦労さまでございました。

（午前 11 時 45 分：審議終了・当局退席）

◎議案第 1 号から議案第 4 号までの討論、採決

○委員長（茶屋 隆君） まとめに入りたいと思います。討論される方、反対討論、賛成討論ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では採決に入りたいと思います。それでは議案第 1 号と、議案第 2 号から 4 号までは一括としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第 1 号の採決

○委員長（茶屋 隆君） それでは「議案第 1 号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決します。議案第 1 号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは全会一致で可と決しました。

◎議案第 2 号から議案第 4 号までの採決

○委員長（茶屋 隆君） それでは「議案第 2 号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」から「議案第 4 号 軽米町役場庁舎非常用発電機更新工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」に関して、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは原案のとおり決定することといたします。ご異議ありませんね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） これで会議を終了したいと思います。

（閉会 午前 11 時 47 分）